

災害時における応急復旧活動に関する協定書

寒川町（以下「甲」という。）と神奈川県高座郡寒川町宮山165番地（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が寒川町内に発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急復旧活動について、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害時において、応急復旧活動の実施のため、乙に対して応援活動を求める必要があると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにした応急復旧活動要請書（第1号様式）により、乙に応急復旧活動を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、事後において応急復旧活動要請書を提出するものとする。

- （1）被害状況及び応急復旧活動の要請理由
- （2）必要とする応急復旧活動（内容、期間、場所、人員、資機材等）

（活動内容）

第2条 甲が乙に要請する応急復旧活動は、次に掲げる内容とする。

- （1）甲が指定する箇所の応急復旧作業
- （2）甲が指定する施設内の構造物に係る応急復旧作業
- （3）その他町が必要と認める応急復旧作業

（実施）

第3条 乙は、第2条の規定による要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない理由のない限り甲の要請する応急復旧活動を実施するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定により応急復旧活動に従事した場合は、随時その活動内容を電話等により甲に報告するとともに、その応急復旧活動を完了したときは、次に掲げる事項を記載した応急復旧活動実施結果報告書（第2号様式）により、甲に報告するものとする。

- （1）応急復旧活動の内容
- （2）応急復旧活動を行った期間
- （3）応急復旧活動を行った場所
- （4）応急復旧活動を行った人員
- （5）応急復旧活動に使用した資機材等の種類及び数量
- （6）応急復旧活動に要した経費及びその内訳
- （7）その他必要な事項

（連絡責任者）

第5条 この協定の実施に関する事項の連絡を確実かつ円滑にするため、甲の連絡責任者は町民安全課長とし、乙の連絡責任者は支部書記長とする。

2 連絡責任者に変更が生じた場合は、甲及び乙は、相手方に対して速やかに報告を行うものとする。

（経費の負担）

第6条 第3条の規定により応急復旧活動を実施した場合において、そのために乙が要した経費は、甲が負担する。

2 前項の規定により、甲が負担する経費は、時価により支払うものとするほか、甲及び乙の協議の上、決定するものとする。

（補償）

第7条 甲は本協定に基づく業務に従事した者が、その者の責めに帰することができない理由により負傷し、若しくは疾病にかかり又は死亡した場合で、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がない場合においては、寒川町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年寒川町条例第26号）の規定に準じて補償を行うものとする。

（協議）

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項及び協定に定めのない事項又は協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年12月13日

甲 神奈川県高座郡寒川町宮山165番地
寒川町
寒川町長 木村 俊 雄



乙 神奈川県茅ヶ崎市矢部1-06-3
神奈川県高座郡寒川町宮山165番地
神奈川県高座郡寒川町支部
執行委員長 金 孝 雄

